第38号（第38条関係）

第　　号　　仮　　領　　置　　書　　控		
提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業 氏　　名 生　年　月　日	
適　用　法　条		
仮領置物件の種類及び特徴		
執　行　年　月　日 執行者の所属、階級及び氏名		
処　理　結　果		

---------- 印 ---------- 切 ------ 取 ------ 線 -------- 印 ----------

第　　号

仮　　領　　置　　書

年　　月　　日

提出者　　殿

公安委員会（法第25条第１項の規定による仮領置にあつては、警察署長）㊞

執行者の所属、階級及び氏名　　㊞

銃砲刀剣類所持等取締法第　条第　項の規定により、下記の物件を仮領置する。

提出者	本　　籍	
	住　　所	
	職　　業 氏　　名 生　年　月　日	
仮領置物件の種類及び特徴		
注意事項	１　仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。 ２　法第25条第１項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。 ３　法第８条第７項、第８条の２第２項、第９条の８第３項、第９条の12第２項、第11条第７項及び第８項並びに第11条の２第１項から第３項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して６月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。